

# 青森県報

第四千一号

平成二十七年  
五月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等	(市町村課)	一
廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	(環境保全課)	一
狩猟免許試験の施行	(自然保護課)	二
適性試験及び講習の実施	(同)	三
職業訓練指導員試験の施行	(労政・能力開発課)	五
公共測量の実施	(監理課)	五
道路の区域の変更	(道路課)	五
道路の供用の開始	(同)	六
公告		
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	六
公安委員会		
青森県道路交通規則の一部を改正する規則	(交通企画課)	六
公営企業		
青森県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱う金融機関の指定	(経理院課)	七

## 告

## 示

### 青森県告示第三百九十一号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十七年第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十七年六月一日から同月十二日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
平成二十七年 六月二十日 (土)	受付後に 通知	位 置	名 称
		青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地

### 青森県告示第三百九十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二	三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田二八の八七、二八の八九、二八の一三の一部

青森県告示第三百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成二十七年狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十七年七月十九日	青森市大字荒川字藤戸一〜九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	
平成二十七年八月三十日	青森市大字荒川字藤戸一〜九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	
平成二十七年九月二十七日	上北郡七戸町大字沢四八の八 青森県営農学校視聴覚室ほか	内履きを持参する

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許 わな猟免許 許す第一種銃 第一種銃 第二種銃	視聴運動能力 3 2 1	午前九時十分から 午前十一時十分まで	午前九時十分から 午前十一時十分まで
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 3 2 1 鳥獣に関する知識	午前十時十分から 午後一時まで	



技能試験	網猟免許 わな猟免許 許す第一種銃 第一種銃	備考
1 銃器以外の用具を非を判別すること。 2 網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後一時十分から 午後三時まで

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃免許、第二種銃免許にあっては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十七年七月十九日に受験するものにあつては、同年六月九日から同年七月九日までに、同年八月三十日に受験するものにあつては、同年七月二十一日から同年八月二十日までに、同年九月二十七日に受験するものにあつては、同年八月十七日から同年九月十七日までに、狩猟免許申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者(異種免許を受けようとする者) 三千九百円

(二) その他の者(初心者) 五千二百円

2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚

3 返信用封筒(申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手(八十二円)を貼付したもの) 一通

4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

5 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然

保護課(電話〇一七 七三四 九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり平成二十七年年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十七年 九月六日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	平成二十七年 七月十七日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十七年 七月二十二日	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三 七の六 大鰐町総合福祉センター	
	平成二十七年 七月二十四日	弘前市大字賀田一の一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	平成二十七年 七月二十九日	弘前市大字賀田一の一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	平成二十七年 八月七日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スボカルイン黒石	
	平成二十七年 七月二十一日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	平成二十七年 七月二十四日	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の ジョイワーク三戸	

三 適性試験及び講習の対象者

講 習	適性試験	区 分	科 目	時 間	受付時間
3 2 1 令 鳥獣の判別 猟具の取扱	3 2 1 視聴能力 運動能力		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	午前十一時から午後三時まで(ただし、正午から午後一時までは休憩)	午前九時から午前九時二十分まで

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
三八地域県民局	平成二十七年七月二十九日	三戸郡田子町大字田子字柏木田二六 田子町中央公民館	
	平成二十七年八月七日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	平成二十七年八月二十四日	三戸郡五戸町字下毛沢向八の一 五戸町立公民館	
	平成二十七年七月二十一日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	
西北地域県民局	平成二十七年七月二十二日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	
	平成二十七年七月八日	三沢市桜町一丁目六の三五 三沢市公会堂	
上北地域県民局	平成二十七年七月九日	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四 東北町コミュニティセンター	
	平成二十七年七月十四日	十和田市西十二番町二〇の二二 県十和田合同庁舎	
	平成二十七年七月十五日	十和田市西十二番町二〇の二二 県十和田合同庁舎	
	平成二十七年七月十六日	十和田市西十二番町二〇の二二 県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十七年七月十六日	むつ市中央一丁目一の一八 むつ合同庁舎	

- 平成二十七年四月十六日から平成二十八年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。)
- ただし、次に掲げる者を除く。
- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病にかかつている者
  - 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 四 免許更新申請書の提出期限及び提出先
- 適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。
- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
  - 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚
  - 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
  - 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
  - 5 更新しようとする狩猟免許状
  - 6 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面
- (一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名
- (二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第百九十五号

平成二十七年職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

実技試験	区	試験職種	期 日
	分	電気工事科	平成二十七年八月八日（土） 午後一時
学科試験	関連学科 （系基礎学科及び専攻学科）	電気工事科 配管科 建築科 園科	平成二十七年八月九日（日） 午前十時三十分
	指導方法	全職科	

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一  
県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成二十七年六月八日（月）から同年七月九日（木）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各

県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

（電話〇一七 七三四 九四一五）

青森県告示第百九十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

平成二十七年五月二十日から同年十二月二十日まで

四 測量の地域

青森市石江地区

青森県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年六月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三九号	北津軽郡板柳町大字灰沼字東三三三二の一から 北津軽郡板柳町大字掛落林字亀ヶ岡九一まで	前 後	二二三・〇〇メートルから 七五・五〇メートルまで 一五三・二〇メートルから	六〇六・七〇メートル 六〇六・七〇メートル	

青森県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年六月二十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三三九号	北津軽郡板柳町大字灰沼字東三三三二の一から 北津軽郡板柳町大字掛落林字亀ヶ岡九一まで	平成二七・五・元

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、十三湖地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所及び中泊町役場

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第四号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

第四十一条の次に次の一条を加える。  
第四十一条の二 法第八十二条第二項第十四号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第三十六号の二）を交付するものとする。

別記様式第三十六号の次に次の一様式を加える。

別記様式第36号の2(第41条の2第2項関係)

第 号	自転車運転者講習終了証書	
	住所	
	氏名	
	年 月 日生	年 月 日
	上記の者は、年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。	
	青森県公安委員会	印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は平成二十七年六月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院事業告示第四号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十七条ただし書並びに地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二十二條の二第一項及び第二項の規定により、青森県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定したので、同令第二十二條の二第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

収納取扱金融機関	所 在 地	指定年月日
株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目三〇の一	平成二七・六・一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭